| | 質問 | 回答 |
|---|---|---|
| | **申請について** | |
| 1 | 申請は法人単位となっていますが､例えば３事業所分として231,000円を交付申請したとき、特定の１事業所で 231,000 円の全額を利用することはできますか。 | できません。<br>１事業所の補助額の上限は 77,000 円です。事業所ごとに安全確保対策の取組を実施してください。 |
| 2 | 同じ建物、人員で居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメントサービスを提供していますが、３事業所分として申請できますか。 | できません。<br>サービスを提供するための建物や人員が同一の場合は１事業所として扱います。 |
| 3 | 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護予防ケアマネジメント事業所のみ対象ですか。 | 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護予防ケアマネジメント事業所のみ対象です。<br>本補助金は国の補助事業を活用しており、国の補助要綱において対象事業所が限定されております。 |
| | **事業の変更について** | |
| 4 | 複数名での訪問のみで交付決定を受けた後、安全確保対策用品の購入も実施したい。 | 事業量を変更する場合、変更申請が必要な場合があります。<br>速やかに高齢対策課にご連絡ください。 |
| 5 | 安全確保対策用品の購入のみで申請したが、複数名での訪問も実施したい。 | 事業量を変更する場合、変更申請が必要な場合があります。<br>速やかに高齢対策課にご連絡ください。 |

| | | |
|---|---|---|
| 6 | 複数名での訪問と安全確保対策用品の購入の交付決定を受けた後、それぞれの所要額の変更や、複数名での訪問、あるいは安全確保対策用品の購入のみとしたい。 | 事業量を変更を減額する場合、変更申請が必要な場合があります。速やかに高齢対策課にご連絡ください。 |
| 安全確保対策用品購入について | | |
| 7 | 録音機能が付いたスマートフォンやタブレットは補助対象ですか。 | スマートフォンやタブレットなど汎用性があり、安全確保対策以外へ利用できるものは補助対象ではありません。 |
| 8 | スタンガンや熊よけスプレーは補助対象ですか。 | 暴力行為やハラスメント行為に対する抑止効果を目的としていますので、加害性のあるものは補助対象ではありません。 |
| 9 | 防犯スプレーは補助対象ですか。 | 暴力行為やハラスメント行為に対する抑止効果を目的としていますので、名称によらず催涙効果が含まれているなど、加害性が認められるものは補助対象ではありません。 |
| 複数名での訪問について | | |
| 10 | 複数名での訪問を検討中ですが、複数名での訪問が必要な相手方であることについて、どのような資料が必要ですか。 | これまでの支援経過記録等、利用者の暴力行為やハラスメント対策を記録した資料が必要です。<br>新規の利用者については、利用開始前の面談記録等、これに類するものが必要です。 |
| 11 | 同行者は、事業所の事務職員等を想定していますが、介護支援専門員等の資格が必要ですか。 | 事務職員等による同行も可能です。<br>複数名で訪問することにより、暴力行為やハラスメント行為に対する抑止効果の向上を目的としていますので、資格者に限定したもので |

| | | |
|---|---|---|
| | | はありません。 |
| 12 | 同行者が介護支援専門員と同一の業務又は他のサービス提供を目的として同行する場合、補助対象ですか。 | 補助対象ではありません。 |
| 13 | 同行者の単価は、どのように算出しますか。 | 基本給及び勤務時間から時給を算出し、複数訪問に要した時間を乗じて算出します。<br>このため、雇用契約書等、給与額や労働時間がわかる資料を提出してください。 |
| 14 | 移動時間は同行した時間に含みますか。 | 含みます。<br>このため、支援経過記録に事業所の出発及び帰着時間を記載して提出してください。<br>なお、記載できない場合はご相談ください。 |
| 15 | 同行者が２人以上いる場合、それぞれ補助対象ですか。 | 原則として補助対象となる同行者は１人です。<br>ただし、安全確保の観点から同行者を２人以上とする必要がある場合はこの限りではありませんので、ご相談ください。 |
| 16 | １人で事業を行っており、事業所には他の職員がいませんが、同行者は事業所の職員に限られますか。 | 事業所の職員以外にも、同一法人の職員の同行や、警備会社への委託、それ以外の方による同行のいずれも補助対象です。<br>委託契約書や請求書等の提出が必要となりますので、ご相談ください。 |

| | | |
|---|---|---|
| 17 | 警備会社の屋外用セキュリティ（かけつけ）サービスは交付対象ですか。また、同サービス加入時の呼び出しボタンの購入やレンタル等の導入経費は。 | いずれも補助対象です。 |